

## 令和5年第4回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和5年2月1日(水)			午前10時00分から 午前11時20分まで
出席者	委員	與川委員長、小井委員長職務代理、梅田委員、本橋委員		
	事務局	江川局長、油川次長、増田選挙法規担当係長、中野主査		
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし	
会議の結果 及び 主な発言	議案等			結果
	議案3号	ポスター掲示場の減数について		決定
	報告4-1	第3回 投票率アップ企画委員会の実施について		了承
	報告4-2	事務局職員の異動について		了承
	その他	ボートマッチに対する都選管からの連絡について 議会の代表質問の概要について 選挙時啓発資材(のぼり、上井草駅前のガンダムのタスキ)のデザインについて		
委員長	これから令和5年第4回の定例会を開会いたします。			
<b>&lt;ポスター掲示場の減数について&gt;</b>				
委員長	議案第3号 ポスター掲示場の減数について事務局から説明をお願いします。			
局長	(資料に沿って、ポスター掲示場の減数について説明)			
	選挙のたびにお諮りしている件です。第67投票区は公職選挙法上では、ポスター掲示場を7箇所設置しなくてはなりません、敷地の6分の5が練馬区です。練馬区内に杉並区の選挙のポスター掲示場を建てると、練馬区の選挙人にも誤解を招くおそれがあるため、毎度のことですが、公職選挙法第144条の2第8項及び杉並区議会議員及び杉並区長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第2条に基づき7箇所から、5箇所減らし2箇所とすることについて審議願います。			
委員長	これは、毎選挙毎に決定し東京都と協議する67投票区の件ですよ。			
局長	そうです。ただし、今回は区議会議員選挙ですので都との協議は不要で、杉並区の委員会の場でどうするか決定することになります。			
委員長	それでは、皆さんご意見いかがでしょうか。			
(一同)	異議なし			
委員長	それでは、本件は決定とします。			

	<b>&lt;第3回 投票率アップ企画委員会の実施について&gt;</b>
委員長	<p>続きまして、報告4-1 第3回投票率アップ企画委員会の実施については、第2回の報告も含めて事務局から説明をお願いします。</p>
局長	<p>1月27日に実施した第2回は午後7時から午後10時までかかりました。15問の質問について、一問ずつ全員の意見を聞きながら検討を行いました。委員の皆さんからかなり意見が出ました。表現の変更、文章の差し替え、バックデータとして経費や23区の状況との比較などについて意見があり、一度持ち帰り、各所管と再調整を始めています。修正したものを2月3日の第3回投票率アップ企画委員会にかけ確認を受けてまいります。</p> <p>また、委員が選ぶ5問の質問項目については、22項目が提出され、その中から、5項目を選びました。その結果はお手元の資料のとおりです。現在、その5項目についても、委員の意向を伝えて各所管課に質問案の作成を依頼しております。今週末の3日に第3回を開催し、15問の質問の確認と、新たに決まった5問の検討を行います。</p> <p>質問の順番について質問があり、実行計画の順番でどうでしょうかと提案しています。委員からも恣意的な順番ではなく、実行計画にそって聞いていると説明がつくので、それがいいと思うとの意見があり15問は実行計画の順番とすることが決定しました。</p> <p>前回、新たに決定した5問について、委員が選んだ5問として最後にするのか、全体に混ぜるかなどを検討していただきます。</p> <p>その他、前回の委員会で委員から、せっかくなので私たちにできる啓発はないかと提案を頂いたので、選挙管理委員会が実施予定の啓発事業を示して、一緒にできるものがあるか等の検討も行いたいと思っています。</p> <p>それと、マスコミの取材ですが、これまで朝日、読売、都政新報やNHKが来ていましたが、今回はNHKがテレビカメラやマイクをつかっての撮影の申請がありました。当初予定していた第9会議室では狭いので、第4会議室に変更して開催します。</p>
小井委員	<p>啓発のことまで考えていただけて、本当にありがたいですね。もし、本当に投票率アップ企画委員の方々が、選挙時啓発を実施していただく際は、明るい選挙推進委員の皆さんへの、今回はこういう方々も選挙時啓発を行いますと、情報提供をお願いします。</p>
局長	<p>何を行うか決まった際には、投票率アップ企画委員会の委員さんの選挙時啓発を情報提供します。</p>
委員長	<p>まさに、命名の狙い通り、ポートマッチ企画委員会ではなく、投票率アップ企画委員会ですね。</p>
委員長	<p>他にご意見ご質問はありませんか。無いようでしたら、本件は報告了承とします。</p>
	<b>&lt;事務局職員の異動について&gt;</b>
委員長	<p>続きまして、報告4-2 事務局職員の異動について事務局から説明をお願いします。</p>
局長	<p>(資料に沿って、事務局職員の異動について説明)</p> <p>本日2月1日付けで、生涯学習推進課から大矢悠貴さんが兼務で配属になりました。</p>
委員長	<p>どなたか、ご意見ご質問はありませんか。無いようでしたら、本件は報告了承とします。</p>

	＜その他＞
委員長	本日の案件は終了しましたが、なにか事務局からございますか。
局長	<p>3点あります。</p> <p>1点目ですが、昨日、午前11時30分過ぎに東京都選挙管理委員会から連絡があり、簡単にいうと行政指導で、ポートマッチは公職選挙法に抵触する可能性があるとして総務省から連絡が入ったとのことでした。総務省はポートマッチは公職選挙法第136条の特定公務員の選挙運動と第138条の3の人気投票の公表の禁止に該当するおそれがあるということでした。</p> <p>しかし、ポートマッチはどの候補者が使用者と一致率が高かったというような累積データの公表をするものでは一切ないので人気投票には当たらないと考えています。もし東京都や総務省から、今後正式に文書で技術的助言が来た場合には、どの様になるかを調べてみました。</p> <p>まずは、法に抵触するかもしれないのでやめた方がよいのではと「技術的助言」や、事業目的や概要などの「資料の提出要求」が出され、それでも従わないと中止しなさい等と「是正の要求」が出される可能性があります。それでも杉並選管として問題ないと思う場合は、国地方係争処理委員会へ審査の申し出を行うことができます。</p> <p>さらに、その係争処理委員会の決定にも不服があれば、杉並選管が国を被告として訴えを提起することができます。これが一連の流れとなります。</p> <p>区選管の方で、もう少し実施方法を模索するのであれば、都選管を通じて総務省とやり取りをするよりも、直接、やり取りをしたいと思っています。その許可を都選管に受けて、実際の総務省の窓口の担当を紹介してもらって話をしていければと思います。そこで、まず人気投票ではない、そして選挙運動にあたるのか。私どもの解釈は共通の質問に対して任意で回答してもらっただけ、ポスター掲示場や選挙公報となんら変わらないという判断をしているという説明ができればと思います。</p>
委員長	係争処理委員会の所管はどの省庁ですか。
局長	総務省です。
本橋委員	議論する前に質問をいいですか。136条でいう特定公務員とは我々ですか
局長	そうです。我々職員も含まれます。
本橋委員	最後の訴訟まで行ってもいいやと、準備している事業をやってアンケートを取って選挙前に流そうということですか。時間の問題もあって19日には配るといっているのだから、それまでにこの流れを回避するのか、問題を配付するのを遅らせるか、結果的に事実上できなくなるとかというのでもあるのでは。
局長	時間によってですね。まず、止める事を前提にした場合、2月19日が一つのターニングポイントだと思います。そこで質問を配り、実は国からこういう指導がでているので、場合によってはこの事業自体が中止になりますと説明したうえで配付する方法も考えられます。
本橋委員	私は、都選管と話すのか、都を飛び越えて直接国と話せるのかは分かりませんが、実情など細かい話をして理解してもらうことを早急に行う必要があると思います。まだ電話が一度きただけなのですよ。
局長	そうです。まだ文書がきたものではありません。

與川委員	確かに136条の条文を読むと、そう取れなくもなく法律論になるので、時間が掛かりそうですね。
本橋委員	では、過去に民間企業は実施している、ボートマッチにも選挙運動だと示している訳ですか。
局長	今回が初だと思います。総務省は136条を問題にしています。
本橋委員	では他の自治体は、この条文があるからやってこなかった可能性も考えられますね。だから民間しかやってこなかったということですか。
局長	それは分かりませんが、正直、準備してみて、凄い労力が必要だということが分かりました。問題一つ作るのも、公平性を担保しながら、事業の所管課とも調整を行い、企画委員ともキャッチボールを繰り返しながら進めるので、公平・中立に実施しようとするのと物凄い事務量となります。そのこともあり、どの自治体も挑戦しなかったのではないのでしょうか。
委員長	皆さんで、意見交換をしましょう。どうぞ皆さんのご意見をお聞かせください。
小井委員	まずは、相手と杉並選管の考えのすり合わせが必要なのですね。ボートマッチのどの部分に問題があるとお考えなのか、それに対して我々がどう対策を講じているのが、それでもだめなのか、どうしたら可能になるのかについて、お話しする必要がありますね。
委員長	おそらく、公務員が候補者に意見を聞いている。候補者の意見を聞き出すという、大元の部分が136条についてなのかもしれません。
局長	過去に民間が注意されたとは聞きませんから、136条だと思います。では、どこまでが許容範囲で、どこからが駄目なのかですよね。
委員長	先方がいいたいニュアンスは、なんとなく分かりますが。主目的はあくまでも投票率向上の取組なので、この部分については総務省も日頃いっていることなので、選挙運動とならないように様々な工夫と努力をしていることを理解してもらわないと。
小井委員	先ずは、我々の意見を出してあって、杉並選管としての意見を集約することが必要だと思います。
本橋委員	とにかく、いち早く先方と直接話す機会を設けるべきでしょう。
委員長	私は、ここまで準備しているので、どうにか成し遂げたいと思う。
小井委員	まず話し合う事が大事です。
委員長	良い・悪いの2択ではなく、上手く形にするためには、どうすればよいかとできる方法について教えてもらう気持ちでね。駄目なら駄目でしょうがないのかもしれないが、我々もできる限りを尽くしてからでないと、止めることはできない。
小井委員	係争処理委員会や訴訟とかいう前に、一度、法律家に相談できますか。
委員長	特別区には法務部もありますよね。今日この場で決定する前に、できることから先ずは行い、もう一度考えましょう。
局長	分かりました。一点よろしいですか。2月19日の立候補予定者説明会の場で質問の配付はどういたしますか。配りますか、中止にしますか。
一同	今ここで決めずに、もう一度話をしましょう。
委員長	19日の前に8日と15日と、まだ2回選挙管理委員会の定例会があるので。

局 長	では、投票率アップ企画委員の皆様へは従前の対応でよろしいでしょうか。
委員 長	まずは、もう一度東京都と話してみて、その結果、どうも雲行きが怪しいとなれば、その時点で企画委員の皆様へ情報は伝えてください。ただし、駄目だと決まるまでは大変でしょうが準備もしっかりと進めてください。
局 長	承知しました。 2点目です。議会の代表質問の概要については、別途、資料をお配りしておりますのでご確認ください。 3点目です。啓発資材である、のぼりと上井草駅前のガンダムに掛けるタスキについてですが、デザインがまとまりましたのでご確認ください。
本橋委員	色使いが、候補者や所属政党等のイメージカラーと被らない方が望ましいと思うのですが、区議会議員選挙は70人近く候補者がいるので、先に決定している、ポスター、ポディーパネル等の色と統一性を持たせてピンク色でよいのではないのでしょうか。
一同	異議なし
委員 長	それでは、最後に今後の日程の確認をお願いします。
局 長	(今後の委員会日程等について確認を行った。)
委員 長	本日の全体を通じて、ご質問やご意見はよろしいですか、無いようですので委員会を閉じます。